

承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件に合致する場合に承認する。

当該事業年度における経営努力により生じたもの
法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

経営努力認定の考え方

法人決算		
収入	支出	
効率化係数対象	標準運営費交付金 12,538百万円	費用
		標準運営費交付金による利益
毎年度算定	標準運営費交付金 (重点事業等) 893百万円	費用
		標準運営費交付金 (重点事業等)による利益
	特定運営費交付金 1,696百万円	費用
		特定運営費交付金による利益
	施設費補助金 40百万円	費用 返還金
	自己収入等	費用
		自己収入等による利益

利益の処分に 関する書類 (平成 年 月 日)	
	円 円
1 当期末処分利益	
当期総利益	
前期繰越欠損金	
2 利益処分類	
(1) 積立金	
(2) 地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 教育研究・組織運営改善積立金(仮称)	
標準運営費交付金による利益	

効率化係数により、すでに経営効率化が行われた上で生じた利益であるため、原則として、全額経営努力として認定する。

標準運営費交付金(重点事業等)による利益
標準運営費交付金のうち効率化係数が係らず、毎年度使途に応じて算定される部分から生じた利益については、会計基準に準じ、法人が経営努力によることを立証した場合に、その全額または一部を経営努力として認定する。

特定運営費交付金による利益
使途を特定して交付された特定運営費交付金は、毎年度所要額を算定して交付されるため、目的外に使用することができない。従って、それにより生じた利益についても、他の使途への転用は認められないことから、経営努力として認定されない。

自己収入等による利益
会計基準に準じ、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力として認定する。